

議員の寄附禁止のルール

- 贈らない** 議員が夏祭りや盆踊り等で寄附をすること。
- 求めない** 有権者や町会等各種団体が議員に寄附を要求すること。
- 受取らない** 議員が寄附を持ってきても有権者や町会等各種団体は受け取らないこと。

** 寄附禁止の対象の例 **

ふるさと祭りや盆踊り等の祭り、野球大会やママさんバレーなどの地域行事への差し入れ・寸志を渡すこと



町内会の人や議員に祭りや地域行事の寄附を勧誘・要求すること

会費制でない会合で飲食代相当額を会費として支払うこと



入学、卒業、就職、結婚、出産などへの祝い、葬式の花輪、供花、病気のお見舞いを渡すこと

お中元やお歳暮を送ること



政務調査費は領収書添付

透明性を高めるために、収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して提出することを義務づけるなどを加えた条例改正を行いました。さらに、「使途基準等に関する細則」を新たに制定し、政務調査費の説明責任を果たすよう努めています。

わかりやすさを求めて「一問一答方式」へ

これまで一般質問は、一括質問・一括答弁で、質問3回までの総ざらい方式でしたが、傍聴者にもわかりやすく、深く核心まで質問できないなどの問題点が指摘されてきたため、16年6月定例会から、一問一答方式に改めました。発言方法については、論戦を活発化するため、執行部と相対する形で、新たに設けた質問席で行うことにしました。なお、質問時間については、答弁を含まず1人40分としました。開始当初は、1回のみ総ざらい質問

問・答弁にして、2回目からは質問回数無制限としましたが、さらに、1年経過して見直しを図った結果、17年6月定例会からは、通告した順番の件名ごとに、1回目は総ざらい質問・答弁とし、2回目からは要旨ごとの一問一答方式に改め、より質問・答弁のポイントを絞ってわかりやすくし、従来よりも生きた議論が交わされています。



議員定数1名削減
行財政改革の視点から、県内各市との比較、社会経済状況、民意の反映、議員1人当たりの人口、議会権限など広範に検討した結果、17年2月より、定数を1名削減し27名にいたしました。

今後、私たち自身の資質向上を図り、十分な民意の反映ができるよう努力し、市民に信頼される開かれた議会となるよう努めてまいります。

※政務調査費=市政に関する調査研究のための経費の一部として交付される経費

開かれた議会めざして

議会改革のあゆみ

市民に分かりやすく、開かれた議会を目指して、平成15年2月に、全会派からなる議会改革特別委員会を設置しました。委員会は、自由に話し合っただけで結論を導き出しています。これまでの活動を知っていただきたく、主な取組の成果について紹介します。

従来は、委員会室の狭さなどの理由から、委員会の傍聴は制限公開(委員長の許可制)としておりましたが、定例会中の常任委員会に限り、傍聴を認めることとしました(定員は各委員会5名で、定員を超えた場合は抽選)。
そして、さきの6月定例会からは、議会改革特別委員会を除く特別委員会にも対象を拡大して委員会を原則公開しています。
なお、傍聴受付は庁舎6階第4委員会室で行っています。開会時間(原則午前10時から)の1時間前から



委員会を全面公開



の受付で、手続きは申請書に簡単な記載事項を記入していただくだけです。委員会は、本会議に上程された議案などを、深く専門的に議論する場ですので、ぜひご覧になってみてください。

特別委員会設置を機動的に

「交通環境対策」並びに「まちづくり」両特別委員会は、設置以来、通算17年経過してまいりました。しかし、特別委員会の設置の趣旨は特定目的・期間限定であることから、改編を図りました。その結果、両特別委員会を廃止し、新たに本市の取り組むべきテーマとして、「こどもの国再整備等に係る複合施設特別委員会」(6月5日に廃止)、「指定管理者制度特別委員会」、従来の交通環境対策特別委員会の調査事項に、「戸田公園駅周辺都市整備に関する調査」を加えて、新たに「交通環境対策特別委員会」を設置し、調査しています。
今後とも、特別委員会は、その時の市の重要なテーマについて設置するなど機動的に対応していきます。



16年3月定例会から市内公共施設の市民開放端末から、地域イントラネットを活用して、本会議のライブ中継を見られるようにしました

インターネットで本会議を中継

た。さらに、さきの6月定例会からは、インターネットで、ライブ配信しています。市のホームページからぜひアクセスしてみてください。